

常陸大宮市環境基本計画 概要版

豊かな自然と調和した環境にやさしいまち



平成 30 年 3 月

常陸大宮市



計画策定の趣旨

常陸大宮市では平成 18 年に「市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする健全で良好な環境の確保」を目的とした「常陸大宮市環境基本条例」を制定しました。続けて、平成 20 年には望ましい環境像に“清流と里山に学び、みんなで創る環境にやさしいまち 常陸大宮”を掲げた「常陸大宮市環境基本計画」を策定しました。

平成 25 年には、環境の状況や市民・事業者の意識の変化を踏まえ、東日本大震災や原子力発電所の事故の教訓を反映した「常陸大宮市環境基本計画」（以下、前計画という。）を改訂しました。

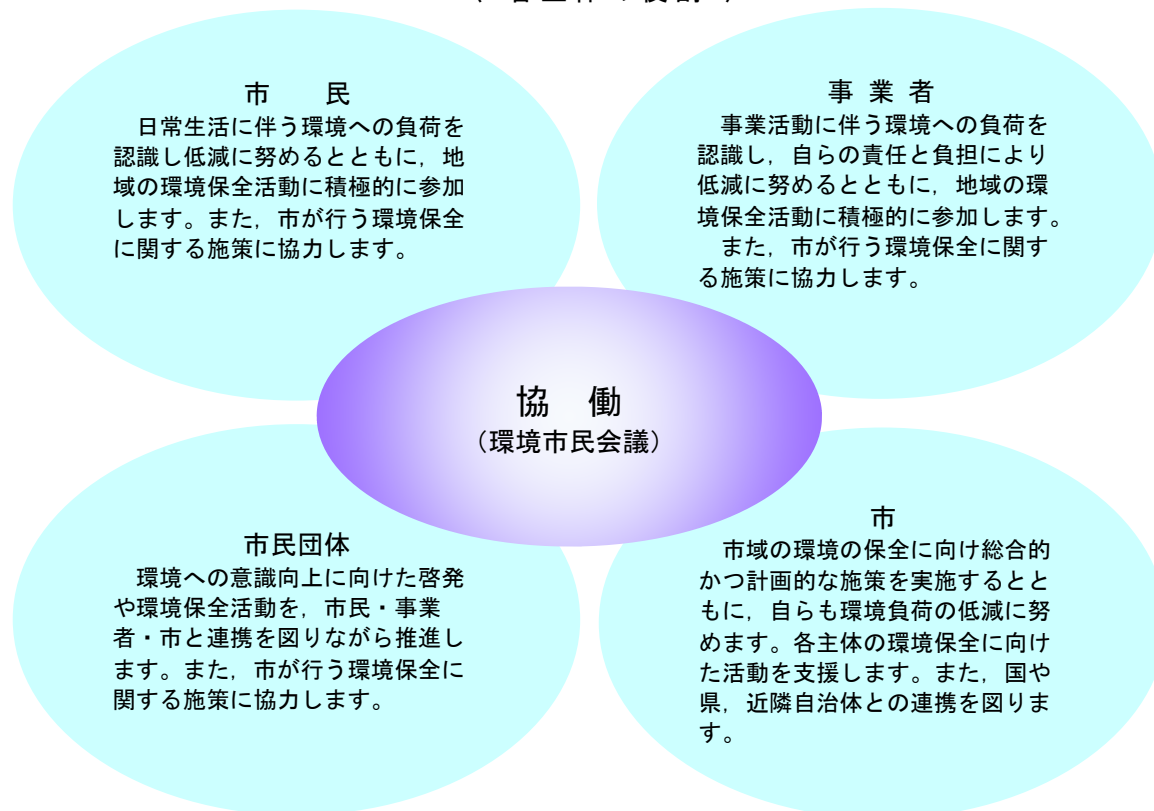
前計画の改訂から 5 年が経過し、平成 29 年度に計画期間が満了となることから、現在市が抱える環境面における課題の解決を図り、常陸大宮市環境基本条例に定める基本理念の実現を目的とした新たな「常陸大宮市環境基本計画」（以下、本計画という。）を策定します。

本計画は、市が実施する施策だけではなく、市民や事業者の環境保全への取組の基本的なあり方や具体的な指針を示し、協働で環境を守り、育てていく「道しるべ」となるものです。

各主体の役割

本計画の目指す環境像や基本目標を実現していくためには、地域を構成する市民・市民団体・事業者・市のそれぞれが役割を分担し、相互に連携・協力していくことが必要です。

〈 各主体の役割 〉



計画の期間

計画の期間は、平成 30 年度（2018 年度）から平成 39 年度（2027 年度）までの 10 年間とします。ただし、計画期間中においても、計画の進捗、社会情勢の変化や新たな環境問題の発生などの状況の変化に適切に対応するため、必要に応じ見直すものとします。

計画が対象とする地域

本計画の対象地域は、常陸大宮市全域とします。

なお、環境の保全に当たっては、近隣市町や県の協力をはじめ、流域や文化・経済圏、地球規模まで考えていく必要があり、状況に応じて広域的な調整を図るものとします。

望ましい環境像

本市には緑豊かな森林や人が手を加えながら維持してきた里山、そして、そこから流れ出る清流が残されています。それらの環境には、生物多様性の豊かな生態系が形成され、様々な動植物が生息・生育しています。

私たちは、先人が育んだ環境を守るとともに、暮らしと調和した持続可能な社会づくりをすべての主体と協働で進めることが必要となります。そして、その取組が本市の豊かな環境を将来の世代に引き継いでいくこととなります。

本市が目指す将来の望ましい環境像は、常陸大宮市総合計画の将来像及び環境基本条例の基本理念と基本方針を踏まえ、次のように定めます。

豊かな自然と調和した環境にやさしいまち



御前山ダム

基本目標Ⅰ 地球を思いやるやさしい心を育むまち

エネルギーや資源を効率よく無駄なく利用していくとともに、本市の特性を活かした再生可能エネルギーを活用し、地球にやさしい暮らしができるまちを目指します。

Ⅰ-1 地球温暖化対策の推進

Ⅰ-1-①再生可能エネルギーの推進

Ⅰ-1-②省エネルギーの推進

Ⅰ-1-③地球温暖化防止に向けた総合的な対策

市民・市民団体の取組	事業者の取組
●再生可能エネルギーの利用	●再生可能エネルギーの利用
●節電や節水などの省エネルギーへの配慮	●節電や節水などの省エネルギーへの配慮
●自動車利用時の配慮	●自動車利用時の配慮
●住宅の建築や改築時の配慮	●環境に配慮した製品の製造・販売
●家庭でのエネルギー使用量の削減に向けた配慮	●工場の建築や改築時の配慮
	●環境マネジメントシステムの導入

基本目標Ⅱ 豊かな自然とのふれあいを育むまち

緑豊かな森林や生産の場でもある里山、清らかな水の流れが育む水辺を守り、将来の世代に引き継ぐとともに、自然と触れ合いながら共生していくまちを目指します。

Ⅱ-1 里山・水辺の保全と活用

Ⅱ-1-①森林の保全と活用

Ⅱ-1-②水辺の保全と活用

Ⅱ-1-③農地の保全と活用

Ⅱ-2 美しい自然景観の確保と環境美化の推進

Ⅱ-2-①景観の保全と活用

Ⅱ-2-②快適な生活空間の確保

Ⅱ-3 生物多様性の確保

Ⅱ-3-①生物多様性の保全

Ⅱ-3-②有害鳥獣対策の推進

市民・市民団体の取組	事業者の取組
●森林への配慮	●森林への配慮
●水辺への配慮	●水辺への配慮
●農地への配慮	●農地への配慮
●景観への配慮	●景観への配慮
●快適な生活空間への配慮	●快適な生活空間への配慮
●生物多様性の保全への配慮	●生物多様性の保全への配慮
●有害鳥獣対策への配慮	●有害鳥獣対策への配慮

基本目標Ⅲ ものを大切にし快適に暮らせるまち

資源を大切にし、ごみを減らす循環型の生活様式や事業活動を推進し、不法投棄がないきれいなまちを目指します。

Ⅲ-1 ごみの減量化・再資源化の推進

Ⅲ-1-①

ごみの発生抑制と減量化の推進

Ⅲ-1-②

資源の再利用と再資源化の推進

Ⅲ-2 廃棄物処理体制の充実

Ⅲ-2-① 廃棄物の適正処理の推進

Ⅲ-2-② 廃棄物処理施設の整備

Ⅲ-3 不法投棄のない快適なまちづくりの推進

Ⅲ-3-① 不法投棄の防止

Ⅲ-3-② 環境美化の推進

市民・市民団体の取組	事業者の取組
●ごみの発生抑制と減量化への配慮	●ごみの発生抑制と減量化への配慮
●資源の再利用と再資源化への配慮	●資源の再利用と再資源化への配慮
●廃棄物の適正処理への配慮	●廃棄物の適正処理への配慮
●不法投棄防止への配慮	●不法投棄防止への配慮
●環境美化の推進への配慮	●環境美化の推進への配慮



クリーン作戦



基本目標Ⅳ 清らかな水と空気を大切に安心して暮らせるまち

汚染物質などによる環境負荷の低減を進め、清らかな水と空気のもと市民が安心して暮らせるまちを目指します。

Ⅳ-1 環境汚染の防止

Ⅳ-1-①大気環境の保全

Ⅳ-1-②騒音・振動・悪臭対策

Ⅳ-1-③水環境の保全

Ⅳ-1-④土壌環境の保全

Ⅳ-1-⑤安全安心な暮らしの確保

市民・市民団体の取組	事業者の取組
●大気環境への配慮	●大気環境への配慮
●騒音・振動・悪臭への配慮	●騒音・振動・悪臭への配慮
●水環境への配慮	●水環境への配慮
●土壌環境への配慮	●土壌環境への配慮
●安全安心な暮らしへの配慮	●安全安心な暮らしへの配慮

基本目標Ⅴ 地域を思いやり環境を守る人を育むまち

環境に関する情報や学ぶ機会を創出し、環境を守る活動に取り組み、環境への思いやりあふれるまちを目指します。

Ⅴ-1 環境教育・環境学習の推進

Ⅴ-1-①

学校での環境教育・環境学習の推進

Ⅴ-1-②食育学習の推進と普及

Ⅴ-1-③環境教育・環境学習の機会と場の提供

Ⅴ-2 環境情報の発信

Ⅴ-2-①環境情報の発信

市民・市民団体の取組	事業者の取組
●環境教育・環境学習への配慮	●環境教育・環境学習への配慮
●環境情報への配慮	●環境情報への配慮



重点施策

本市の環境の特性や環境の課題を踏まえ、計画が目指す望ましい環境像を実現するため、特に重要性、緊急性を要し、先導的役割を果たす施策を重点施策として位置付けます。

重点施策の推進に向け市民・事業者・市がそれぞれの役割分担のもと、相互に協力していくことが重要となります。

1 地球温暖化防止対策の推進

- (1) 環境にやさしいライフスタイルや事業活動の推進
- (2) LED 照明などの省エネルギー機器の活用
- (3) 太陽光発電などの再生可能エネルギーの活用
- (4) ハイブリッド自動車や電気自動車など次世代自動車の利用推進
- (5) 公共交通機関利用の推進

2 里山の保全

- (1) 里山の環境整備
- (2) 農林産物の利用
- (3) 農地の有効活用
- (4) 有害鳥獣の対策

3 きれいなまちの推進

- (1) ポイ捨てや不法投棄防止の推進
- (2) 市民や市民団体と協働した環境美化活動の推進
- (3) 不法投棄の監視と関係機関との連携の強化
- (4) ごみが捨てにくい環境づくりの推進

4 環境教育・環境学習の推進

- (1) 環境教育・環境学習の充実
- (2) 環境情報の提供による意識向上
- (3) 環境市民会議の活動の拡大
- (4) 市民団体の活動状況などの情報発信による活動の活発化





マスコットキャラクター

常陸大宮市環境基本計画 概要版
編集：常陸大宮市 市民生活部 生活環境課
平成 30 年 3 月作成

表紙の写真

右上，右下，中央 常陸大宮市観光協会提供